

平成 30 年度における e-Tax の利用状況等について

国税庁では、デジタルガバメントの実現に向けた政府全体の方針に基づき、利用目標の設定を含む累次の計画を策定し、これに沿って、e-Tax の普及及び定着に取り組んできました。

今般、平成 30 年度における各申告手続等のオンライン利用率等の実績値が確定しましたので公表します。

《評価指標》	《実績値》	《前年対比》
○ オンライン利用率 ※別紙 1 参照（3 ページ）		
・ マイナンバーカードの普及割合等に左右される国税申告 2 手続（所得税申告、消費税申告（個人））	58.5%	（+3.4 ポイント）
・ 上記以外の国税申告 4 手続（法人税申告、消費税申告（法人）、酒税申告、印紙税申告）	82.9%	（+2.9 ポイント）
・ 申請・届出等 9 手続（給与所得の源泉徴収票等（6 手続）、利子等の支払調書、納税証明書の交付請求、電子申告・納税等開始（変更等）届出書）	76.9%	（▲0.5 ポイント）
○ ICT 活用率 ※ 別紙 2 参照（4 ページ）	82.7%	（+2.9 ポイント）
○ e-Tax の利用満足度	81.5%	（+5.5 ポイント）
○ 国税庁 HP「確定申告書等作成コーナー」の利用満足度	93.5%	（▲0.1 ポイント）
○ オンライン申請の受付 1 件当たりの費用	265 円	（▲8 円）
○ 国税申告手続の事務処理時間	833,000 時間	（▲35,000 時間）

※用語については 2 ページ参照

参考

- オンライン利用率
申告等各手続の総件数のうち、e-Tax を利用して行ったものの件数（e-Tax 利用件数）が占める割合です。
- ICT活用率
所得税申告及び消費税申告（個人）の総件数のうち、
 - ① e-Tax 利用件数
 - ② 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成した申告書を印刷して書面により税務署に提出した件数の合計件数が占める割合です。
- e-Tax の利用満足度
e-Tax ホームページ及び「確定申告書等作成コーナー」において、e-Tax の利用満足度に係るアンケート調査（5段階評価）を実施しています。当該アンケートの総回答件数のうち、上位評価（「とても良い」及び「やや良い」など上位2段階）の回答件数が占める割合です。
- 国税庁 HP「確定申告書等作成コーナー」の利用満足度
確定申告書等作成コーナーにおいて、当該作成コーナーの利用満足度に係るアンケート調査（5段階評価）を実施しています。当該アンケートの総回答件数のうち、サービス提供全体の評価及び見やすさなどの使い勝手に関する評価のいずれにおいても上位の評価となっている回答件数が占める割合です。
- オンライン申請の受付1件当たりの費用
 - ① e-Tax の運用等に係る年間経費
 - ② システム整備に係る1年当たりの経費（※）の合計額を e-Tax 利用件数で除して算出したものです。
(年間運営経費等(約99億円) ÷ e-Tax 利用件数(約3,759万件) ≒ 265円)
※ システム整備に係る経費(システム開発費など)は、税制改正などにより毎年変動するため、システム整備に要した経費の総額を支出年数で除して算出。
- 国税申告手続の事務処理時間
所得税、法人税及び消費税の申告手続について、書面申告の場合に要する事務処理(收受、入力、編てつ及び廃棄)に係る1件当たりの処理時間(※)に書面申告件数を乗じて算出したものです。
※ 「1件当たりの事務処理時間」は、サンプル調査に基づき推計。

○ オンライン(e-Tax)利用率

区分	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	前年対比
		%	%	%	%	ポイント
所得税申告①		52.1	53.5	54.5	57.9	+3.4
消費税申告(個人)②		58.8	63.2	66.1	68.5	+2.4
マイナンバーカードの普及割合等に左右される国税申告2手続(①~②の計)③		52.5	54.0	55.1	58.5	+3.4
法人税申告④		75.4	79.3	80.0	84.3	+4.3
消費税申告(法人)⑤		73.4	77.3	81.6	82.6	+1.0
酒税申告⑥		91.1	82.0	81.2	81.8	+0.6
印紙税申告⑦		62.3	60.5	59.2	60.8	+1.6
上記以外の国税申告4手続(④~⑦の計)⑧		74.3	78.0	80.0	82.9	+2.9
給与所得の源泉徴収票等(6手続)⑨		54.9	57.9	59.5	61.7	+2.2
利子等の支払調書⑩		29.7	27.4	23.1	21.3	▲1.8
納税証明書の交付請求⑪		8.0	9.9	10.8	12.7	+1.9
電子申告・納税等開始(変更等)届出書⑫		99.4	99.3	99.4	99.1	▲0.3
申請・届出等9手続(⑨~⑫の計)⑬		61.7	64.3	77.4	76.9	▲0.5

(注)1 「法人税申告④」及び「消費税申告(法人)⑤」のオンライン利用率については、分母となる年間申請等件数の確定時期の便宜上、前年度の年間申請等件数により利用率を算出しています。

2 「給与所得の源泉徴収票等(6手続)⑨」とは、「給与所得の源泉徴収票(及び同合計表)」、「退職所得の源泉徴収票(及び同合計表)」、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書(及び同合計表)」、「不動産の使用料等の支払調書(及び同合計表)」、「不動産等の譲受けの対価の支払調書(及び同合計表)」及び「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書(及び同合計表)」の6調書をいいます。

○ ICT活用率

区分		年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	前年対比
所得税申告	利用件数		13,689,123 件	14,490,442 件	15,487,343 件	16,573,424 件	107.0 %
	ICT活用率		74.0 %	77.0 %	80.0 %	82.9 %	+2.9ポイント
消費税申告(個人)	利用件数		777,112 件	828,192 件	859,959 件	883,494 件	102.7 %
	ICT活用率		68.7 %	73.2 %	76.2 %	78.4 %	+2.2ポイント
合計	利用件数		14,466,235 件	15,318,634 件	16,347,302 件	17,456,918 件	106.8 %
	ICT活用率		73.7 %	76.8 %	79.8 %	82.7 %	+2.9ポイント

○ オンライン(e-Tax)利用件数

区分		年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	前年対比
			件	件	件	件	%
主要 手続	所得税申告①		9,502,304	9,921,691	10,430,168	11,472,798	110.0
	消費税申告(個人)②		664,337	714,773	745,056	770,681	103.4
	マイナンバーカードの普及割合等に左右される国税申告2手続(①~②の計)③		10,166,641	10,636,464	11,175,224	12,243,479	109.6
	法人税申告④		1,962,072	2,085,431	2,128,054	2,268,473	106.6
	消費税申告(法人)⑤		1,437,904	1,524,073	1,624,911	1,655,396	101.9
	酒税申告⑥		38,199	34,721	35,299	35,952	101.8
	印紙税申告⑦		86,286	84,549	84,287	86,527	102.7
	上記以外の国税申告4手続(④~⑦の計)⑧		3,524,461	3,728,774	3,872,551	4,046,348	104.5
	給与所得の源泉徴収票等(6手続)⑨		1,896,958	2,058,201	2,188,589	2,283,195	104.3
	利子等の支払調書⑩		23,926	20,034	13,778	8,161	59.2
	納税証明書の交付請求⑪		107,705	144,048	150,104	185,854	123.8
	電子申告・納税等開始(変更等)届出書⑫		2,610,674	2,968,857	7,316,619	6,790,648	92.8
	申請・届出等9手続(⑨~⑫の計)⑬		4,639,263	5,191,140	9,669,090	9,267,858	95.9
	主要手続全体(③、⑧及び⑬の計)⑭		18,330,365	19,556,378	24,716,865	25,557,685	103.4
上記⑭以外の申請・届出等⑮		4,052,264	5,748,278	5,518,884	5,208,659	94.4	
納付手続⑯		4,394,528	5,122,803	5,817,975	6,827,436	117.4	
合計(⑭~⑯の計)		26,777,157	30,427,459	36,053,724	37,593,780	104.3	

(注) 「給与所得の源泉徴収票等(6手続)⑨」とは、「給与所得の源泉徴収票(及び同合計表)」、「退職所得の源泉徴収票(及び同合計表)」、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書(及び同合計表)」、「不動産の使用料等の支払調書(及び同合計表)」、「不動産等の譲受けの対価の支払調書(及び同合計表)」及び「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書(及び同合計表)」の6調書をいいます。

○ 平成 30 年度における e-Tax の普及・定着に向けた新たな取組

認証の簡便化

- ・ 個人納税者について、認証手続の簡便化として、マイナンバーカードを利用することで e-Tax の ID・パスワードの入力が不要となる「マイナンバーカード方式」と税務署の職員との対面による本人確認を行った際に交付された ID・パスワードのみで e-Tax が利用できる「ID・パスワード方式」を導入（平成 31 年 1 月～）
- ・ 法人納税者について、代表者の電子署名に代えて、電子委任状を添付することにより、委任を受けた当該法人の役員・社員の電子署名により e-Tax の利用が可能（平成 30 年 4 月～）

利用可能時間

- ・ 所得税確定申告時期以外について、月曜日から金曜日は 24 時間、毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日は 8 時 30 分から 24 時まで受付（平成 31 年 1 月～）
- 【参考】
- ・ 所得税確定申告時期について、e-Tax の 24 時間受付を実施済

システム改善等

- ・ 国税庁ホームページの所得税確定申告書を作成するシステムのスマートフォン専用画面を導入（平成 31 年 1 月～）
- ・ e-Tax の送信容量を、申告書について 20 メガバイトに、添付書類について 8 メガバイトに拡大（平成 31 年 1 月～）